



一時預かりの保育料無償化について



幼児教育・保育無償化の対象と条件の一覧は、以下のとおりです。

町からの「保育の必要性の認定」を受けていただくことにより、以下の範囲で保育料が無償となります。

※町に認定申請書をご提出いただいた日からの認定となりますので、一時預かり保育の利用前にご申請をお願いします。

子どもの年齢と環境		保育	無償となる範囲
3～5歳 「保育の必要性の認定」(下記表1参照) を受けた家庭の子ども ※例 ・共働き家庭 ・ひとり親で働いている家庭 ・疾病・障がい等 ・妊娠・出産		一時預かりのみ	合計37000円/月まで
		他施設併用(注1)	11300円/月 — 幼稚園等の預かり保育の金額 まで
3～5歳 上記以外の子ども ※例 専業主婦(夫)家庭など		一時預かりのみ	無料化の対象外
		他施設併用(注1)	
0～2歳 住民税非課税世帯で 「保育の必要性の認定」(下記表1参照) を受けた家庭の子ども	満3歳児	一時預かりのみ	合計42000円/月まで
		他施設併用(注1)	16300円/月 — 幼稚園等の預かり保育の金額 まで
	0～2歳	一時預かりのみ	合計42000円/月まで

注1 ①平日、教育時間を含み提供時間数が8時間未満 ②年間開所日数200日未満 のいずれかの要件に該当する幼稚園・認定こども園と併用する場合

表1 「保育の必要性の認定」について

	事由	保育の必要性	証明するもの
1	就労(育休継続含む)	日常の家事以外の仕事をしている。 (フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内労働を含む) *最低基準として、月48時間以上	就労証明書 (町ホームページからダウンロード可) *1世帯につき父母 各1枚
2	妊娠・出産	出産前: 出産予定日の前8週を含む月から 出産後: 出産後8週が属する月末まで	母子手帳の写し
3	疾病・障がい	疾病もしくは負傷又は心身に障がい有している。	診断書 または 障害者手帳の写し
4	看護・介護等	同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を介護又は看護している。	診断書 または 介護認定書等
5	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たる場合。	り災証明書の写し等
6	求職活動	求職活動を継続的に行っている。 (2か月間のみ必要性を認定)	求職活動申立書 (町様式:町ホームページからダウンロード可)
7	就学	学校又は職業訓練校に在学している。	在学証明書
8	虐待・DV	虐待やDVのおそれがある。	申請内容による
9	その他	上記に類する状況にあり、児童を保育することができないと認められる場合。	申請内容による

【問合せ】

宮代町役場 子育て支援課 こども保育担当
0480-34-1111(内線329)

